



平成 20 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 寺 内 孝 春
電 話 03-5512-7020

定款一部変更に関するお知らせ

本日、当社取締役会において、平成 20 年 3 月 26 日開催予定の第 13 回定時株主総会において、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (3) 将来における事業規模の拡大等に備え、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を 243,000 株から 720,000 株に増加させるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会 平成 20 年 3 月 26 日

以 上

(別紙)

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (商号) 当社は、株式会社日本エスコンと称し、英文ではES-CON JAPAN Ltd. と表示する。	第1条 (商号) (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)都市開発・地域開発・宅地造成に関するコンサルタント業務 (2)個人、法人の資産活用、資産管理に関するコンサルタント業務 (3)分譲住宅、分譲マンション、分譲宅地の販売および管理 (4)不動産の売買、賃貸、仲介および管理 (5)建築工事、土木工事の設計、施工および監理 (6)生命保険の募集に関する業務 (7)損害保険代理業 (8)「資産の流動化に関する法律」に基づく不動産の流動化に関する業務 (9)「不動産特定共同事業法」に基づく不動産特定共同事業に関する業務 (10)信託受益権の保有および売買、その代理または媒介に関する業務 (新 設) (11)前各号に附帯する一切の業務	第2条 (目的) (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり) (7) (現行どおり) (8) (現行どおり) (9) (現行どおり) (10) (現行どおり) <u>(11)金銭の貸付けに関する業務</u> <u>(12)前各号に附帯する一切の業務</u>
第3条 (本店所在地) 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	第3条 (本店所在地) (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	第4条 (機関) (現行どおり)
第5条 (公告方法) 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	第5条 (公告方法) 当社の公告は、 <u>電子公告とする。ただし、</u> <u>事故その他やむを得ない事由によって電子</u>

<p>第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>243,000</u>株とする。</p>	<p><u>公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>720,000</u>株とする。</p>
---	---